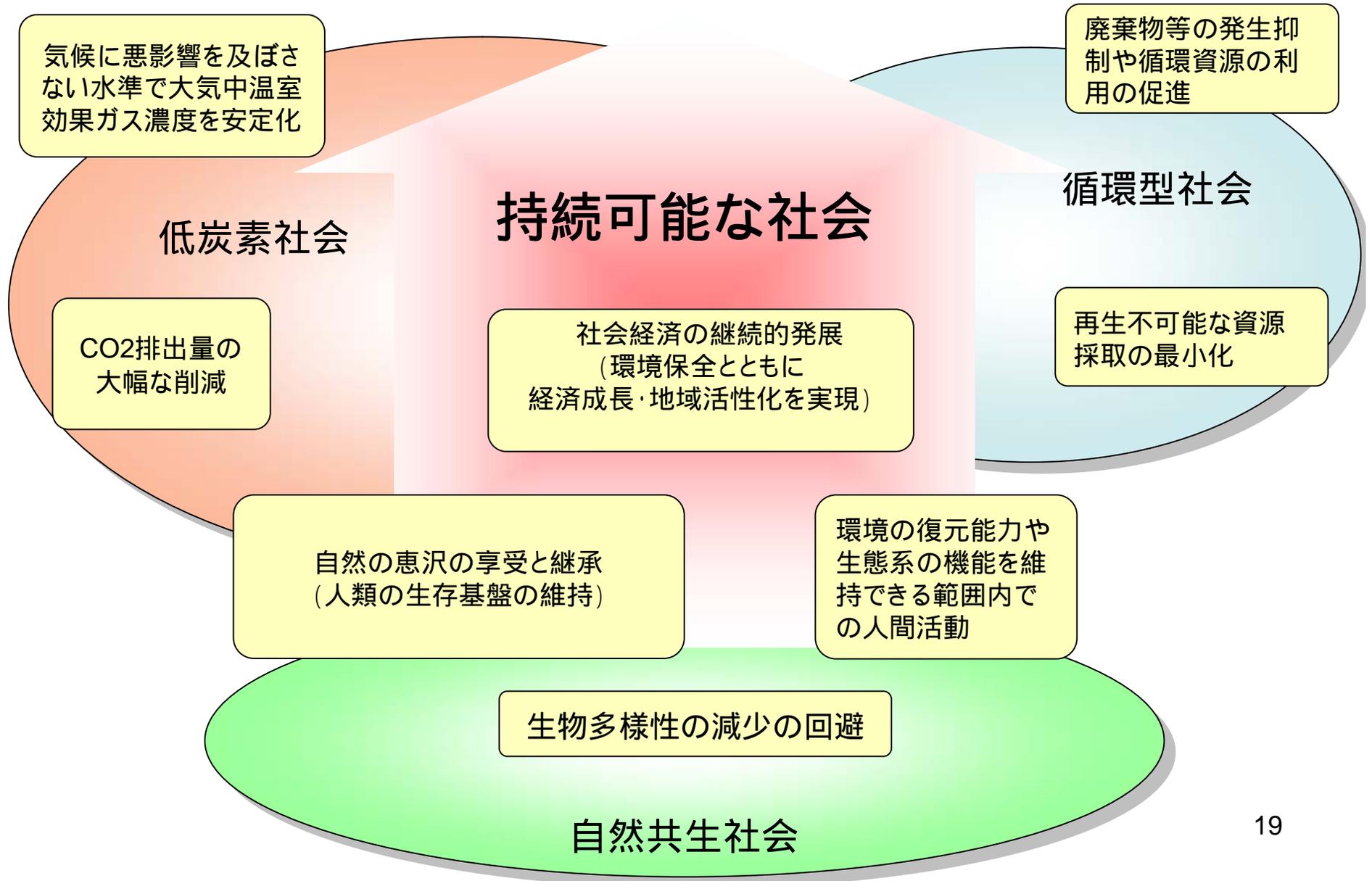


# 持続可能な社会の諸側面



# 低炭素社会について

日英共同声明( 2007年1月)

(気候変動への取組)

「我々は、低炭素社会に向けての取組を喫緊に加速する必要がある。」

2005年G8英国グレンイーグルズ・サミット(議長総括)

(気候変動部分)

「我々は、低炭素経済に移行しつつ、世界的に、排出を減速し、ピークに達し、そして減少させなければならないことを理解する。これには、先進世界におけるリーダーシップを必要とする。」

世界銀行「クリーンエネルギー及び開発に関する投資枠組み」

枠組みの3つの柱の一つとして「低炭素社会への移行」を掲げる。

3つの柱: 開発のためのエネルギー・貧困層のアクセス、低炭素経済への移行、  
適応

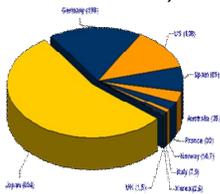
日英共同研究プロジェクト 脱温暖化2050プロジェクト

# 低炭素社会について

地球温暖化という人類生存基盤の危機を克服し、環境保全と経済社会の発展を実現するため、世界全体の温室効果ガス排出量を大幅に削減し、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させる社会、すなわち「低炭素社会 (Low Carbon Society)」の構築を世界に先駆けてめざす。

## 技術

太陽電池  
(生産世界一)



日本  
54%

ハイブリッドカー、燃料電池車



コンバインドサイクル発電



## 職場・家庭

省エネ家電



エコビル・  
エコ住宅



省CO2  
まちづくり



## まち・地域

	CO <sub>2</sub> 排出量に変化を及ぼす主な要因	要因分類
社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口・世帯数の変化</li> <li>産業のサービス産業化</li> </ul>	活動量変化
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産機器のエネルギー効率の改善</li> <li>石油・石炭から天然ガス・バイオマスへ燃料転換</li> </ul>	エネ効率改善 炭素密度改善
民生	<ul style="list-style-type: none"> <li>高断熱住宅・建築物の普及促進</li> <li>HEMS・BEMSによるエネルギー消費の最適制御</li> <li>高効率ヒートポンプエアコン・給湯器・照明の普及</li> <li>燃料電池の開発・普及</li> <li>太陽光発電の普及</li> <li>燃焼系暖房・厨房機器でのバイオマス利用拡大</li> </ul>	サービス需要削減 エネ効率改善 炭素密度改善
交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の高度利用、都市機能の集約</li> <li>旅客交通の公共交通機関（鉄道・バス・LRTなど）へのモーダルシフトの促進</li> <li>ITSの活用等の交通流対策、歩行者・自転車利用促進のためのインフラ整備</li> <li>電気自動車・燃料電池自動車・ハイブリッド自動車等モータ駆動自動車の普及</li> </ul>	サービス需要削減 エネ効率改善 炭素密度改善
エネルギー供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電の推進</li> <li>天然ガス火力発電、バイオマス発電のシェア拡大</li> <li>夜間電力の有効利用、電力貯蔵の拡大</li> <li>水素の製造・輸送・貯蔵、利用に関するインフラの設備</li> <li>石炭のクリーン利用の普及促進</li> <li>高効率化石燃料利用技術 + 炭素隔離貯留 (CCS)</li> <li>化石燃料による水素製造 + CCS</li> </ul>	炭素密度改善 エネ効率改善 CCS

再生可能エネルギーの導入拡大      低炭素型製品・技術の普及      革新的技術開発の推進  
 低炭素型まちづくり、地域づくりの推進 (都市デザイン、交通、物流、建築物等)  
 国民の危機意識の共有と行動促進 (環境に配慮したライフスタイル・ワークスタイル)

# 自然共生社会について

内閣総理大臣主宰「21世紀『環の国』づくり会議」報告(平成13年7月)

## 今を生きる人類の責務 - 将来にわたって恵み豊かな地球環境を確保するために

大気、水、土壌、多様な生物などから構成される地球の環境は、これらの微妙な均衡の上に成り立っており、そのような地球生態系の"環"の一部を損なうと、どのような波及的影響が生ずるか予想しがたいところがあります。そして、この地球生態系は、人類の生存の基盤であり、これを損なってしまえば、人類が将来にわたり地球上で生存していくことができなくなるかもしれません。

## 生態系の環 - 自然と共生する社会の実現のために -

日本の伝統的自然観は、自然を単に利用する対象ではなく、共感すべきもの、共に生きるものと捉えるものであり、変転する自然の存在を認め、それに手を入れながら付き合っていくという自然に対する態度の基底となっています。

このような自然観により、かつてわが国では、里地・里山の管理のような模範的な生態系管理が行われていましたが、自然征服的・非循環型の社会経済や生活のあり方が支配的となった20世紀において、わが国の自然生態系は衰弱してきています。残された自然生態系をこれ以上衰弱させないことはもとより、これからは、わが国伝統の知恵と技に最新の科学を融合させ、自然共存・循環型の社会経済や生活へ転換することにより、自然生態系を蘇らせる21世紀にしていく必要があります。

# 自然共生社会について

新・生物多様性国家戦略(平成14年3月地球環境保全に関する関係閣僚会議決定)

## 国土空間における人間と自然の関係についての基本認識・基本方向

自然を優先すべき地域として奥山・脊梁山脈地域、人間、人間活動が優先すべき地域として都市地域があり、その中間に人間と自然の関係を新たな仕組みで調整されるべき領域として広大な里地里山・中間地域が広がっている。

これまで生物多様性保全への寄与を必ずしも意図していなかった、道路、河川、海岸などの整備を、国土における緑や生物多様性の、縦軸・横軸のしっかりとしたネットワークと位置づけ、奥山、里地里山、都市を結ぶ。

住民・市民が、自らの意志と価値観において生物多様性の保全・管理、再生・修復に参加し、生物多様性がもたらす豊かさを享受し、また、そうした行動を通じて新しいライフスタイルを確立する。



# 循環型社会について

## 循環型社会形成推進基本法(平成12年)

この法律において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分(廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)としての処分をいう。以下同じ。)が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。(第2条第1項)

## 循環型社会形成推進基本計画 (平成15年3月閣議決定)

これから私たちが目指そうとする循環型社会では、自然界から新たに採取する資源をできるだけ少なくし、長期間社会で使用することや既に社会で使用されたものなどを再生資源として投入することにより、最終的に自然界へ廃棄されるものをできるだけ少なくすることを基本とします。

これにより、自然の循環を尊重し、自然に負荷をかけない社会、すなわち、資源を有効に活用し、豊かな環境の恵みを楽しむ質を重視した社会を将来世代にわたり築きあげていきます。

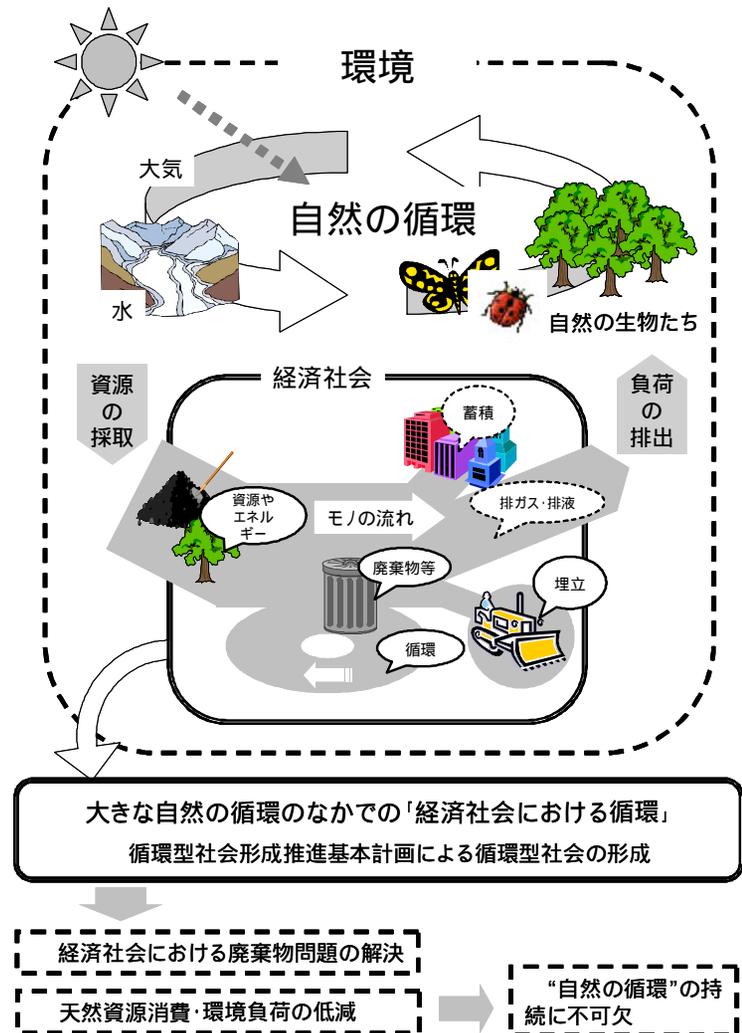


図 循環型社会形成推進基本計画における“循環”